

## 【調整控除】

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の人

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
  - ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- ※合計所得金額が2,500万円超えの場合、適用なし

## 【所得税と市県民税の人的控除の差額】

控除の種類		差額	
障害者控除	普通	1万円	
	特別	10万円	
同居特別障害者加算		22万円	
ひとり親控除	父親	1万円	
	母親	5万円	
寡婦控除		1万円	
配偶者控除	一般	900万円以下(*)	5万円
		900万円超950万円以下(*)	4万円
		950万円超1,000万円以下(*)	2万円
	老人	900万円以下(*)	10万円
		900万円超950万円以下(*)	6万円
		950万円超1,000万円以下(*)	3万円

控除の種類		差額	
扶養控除	一般	5万円	
	特定	18万円	
	老人	10万円	
	同居老親	13万円	
勤労学生控除		1万円	
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	58万円超85万円以下	18万円
		85万円超90万円以下	16万円
		90万円超95万円以下	6万円
基礎控除		5万円	

## 【配当控除】

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## ●令和8年度の個人住民税から適用される改正点●

### ① 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。（給与収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。）

### ② 扶養控除等に関する所得要件額の引き上げ

扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件が次のとおり改正されました。

控除の種類	所得要件	改正前	改正後
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等		
寡婦控除	寡婦控除（離別の場合）の子以外の扶養親族の合計所得金額		
雑損控除	雑損控除の適用を認められる生計を一にする配偶者その他親族に係る総所得金額	75万円	85万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	55万円	65万円
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保証額		

### ③ 特定親族特別控除の創設

年齢19歳以上23歳未満の扶養親族（特定親族）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を有する場合は、その特定親族の合計所得金額に応じた所得控除を受けることができます。控除額は前ページ「●所得控除の内訳●」をご確認ください。

### ④ 森林(もり)づくり県民税の延長

荒廃した森林を整備する「森の力再生事業」を維持するため、同事業の財源とする森林(もり)づくり県民税は税額(400円)を変更せずに課税期間を5年間延長します。

担当 藤枝市役所 財政経営部課税課市民税係

電話：054-643-3187 FAX：054-643-3125

お問合せの際は、お手元に税額決定通知書又は、税額変更通知書をご用意ください。

# 市民税・県民税・森林環境税のしおり

日頃より、当市の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税が別紙通知書のとおりとなりましたのでお知らせします。

## ●市民税・県民税・森林環境税の徴収方法●

以下の3種類の方法で徴収いたします。

### ★普通徴収

納付書が同封されている人・・・金融機関やコンビニエンスストア、市役所の窓口で納めてください。

「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用して各種スマホアプリ決済納付や、地方税お支払いサイトでクレジット決済納付も可能です。

詳しくは同封の「市税の納付のご案内」をご覧ください。

ご不明な点は納税課・管理係（電話：054-643-3332（直通））までお問合せください。

口座振替の人・・・指定された金融機関の預貯金口座から引き落としいたします。

（引落口座の変更を希望する人は、金融機関窓口にご相談ください。）

※給与からの特別徴収（差し引き）を希望される人は事業所の給与担当者にご相談ください。

### ★給与からの特別徴収（差し引き）

毎月の給与から特別徴収（差し引き）されることとなります。令和8年度の特別徴収は、令和8年6月～令和9年5月までの給与から差し引きされます。

### ★公的年金からの特別徴収（差し引き）

受給している公的年金から特別徴収（差し引き）されることとなります。

なお、以下の事由に該当する場合は、年金特別徴収が中止され普通徴収により納めていただくこととなります。

- ・他市町村への転出又は死亡の場合
- ・令和8年度途中で年金所得にかかる市民税・県民税・森林環境税額に変更があった場合
- ・介護保険料の特別徴収が中止となった場合
- ・年金から差し引きされる介護保険料・健康保険料・市民税・県民税・森林環境税額が年金支払額を超える場合
- ・その他、特別な事情により特別徴収が著しく困難な場合

※年金支払者との事務手続き上、特別徴収が中止になった金額が差し引きされてしまう場合があります。

その場合は、その金額を後日還付させていただきます。

## ●還付が発生した方へ●

令和8年度途中で税額変更等があり、還付が発生した場合は、後日、納税課より還付通知を発送いたします。

## ●税額の計算方法●

令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得を基礎として次の方法により計算したものです。

